

平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会
第1回 高齢者施設第1部会 議事録（各区いきいきプラザ及びいきいきセンター）

1 日時：平成22年9月30日（木）午後6時～午後9時5分

2 場所：千葉市美浜いきいきプラザ 研修室1・2

3 出席者：

（1）委員

門山宏哲委員（部会長）、魚住弘久委員（副部会長）、伊藤修委員、八田和子委員、
山田良治委員

（2）事務局

西山高齢障害部長、鎗田保健福祉総務課長、高石保健福祉総務課総括主幹、柴田高齢福祉課長、鳩川高齢施設課長、八巻高齢施設課長補佐

4 議題：

（1）部会長及び副部会長の選任について

（2）会議の公開等について

（3）対象施設の概要について

（4）募集条件、審査配点等に関する事項について

（5）今後の審議予定について

5 議事の概要：

（1）千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項について

8月11日に開催した第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会において決定した会議の公開や議事録に係る規定について、部会の会議に準用し実施すること、部会の設置、臨時委員の任期並びに選定評価委員会委員及び部会委員等決定事項について、事務局から報告があった。

（2）部会長及び副部会長の選任について

委員の互選により、門山委員を部会長に、魚住委員を副部会長に選任した。

（3）会議の公開等について

本会議における会議の公開、資料の取扱いについて、事務局から説明があり、議題（4）の募集条件、審査配点等に関する事項以外は公開とした。

（4）対象施設の概要について

各区いきいきプラザ及びいきいきセンターの設置目的、事業内容及び施設概要等について、事務局から説明があり、その後、施設の視察を行った。

（5）募集条件、審査配点等に関する事項について

各区いきいきプラザ及びいきいきセンターについての指定管理者募集要項（案）、指定管理者管理運営基準（案）等の募集条件及び公募に係る第2次審査の事業者選定基準（案）、採点表（案）等の審査配点等について、審査した。

（6）今後の審議予定について

指定管理予定候補者選定に係る今後のスケジュールについて、事務局から説明があった。

6 会議の経過：

○高石保健福祉総務課総括主幹 お待たせいたしました。予定の時刻になりましたので、これより千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第1回高齢者施設第1部会の会議を始めさせていただきますと思います。

私、本日の司会を務めさせていただきます、保健福祉局総務課の高石と申します。よろしくお祈いします。

本日の会議でございますが、九都県市の首脳会議における「地球温暖化防止キャンペーン」の一環といたしまして、原則ノー上着、ノーネクタイとさせていただきます。ご理解のほど、よろしくお祈いします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

机の上に配付してございます席次表が1枚ぺらでございます。それ以外の資料は冊子でとじ込んでございますので、インデックスのほうに、資料の1から資料の6、一番最後に参考資料というような形でとじ込んでございますので、よろしくお祈いしたいと思ひます。

不足等、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議でございますけれども、市の情報公開条例第25条に基づき、公開とされております。

なお、傍聴人の皆様におかれましては、傍聴人要領に記載されている事項をお守りいただきますとともに、この後、審議事項となりますが、本日は、一部非公開を予定しておりますことから、その間、退室していただくこととなりますので、よろしくお祈いいたします。

また、募集要項（案）等についても、非公開の予定となっておりますことから、傍聴人の皆様には配付しておりませんので、ご了承のほど、お祈いいたします。

続きまして、会議の成立についてご報告でございます。

本日の出席委員、総数5名のうち、5名の皆様に出席いただいております。千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項に基づき、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、初めに西山高齢障害部長よりごあいさつを申し上げます。

○西山高齢障害部長 皆様、こんばんは。高齢障害部長の西山でございます。

会議の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずは、委員の皆様には大変お忙しい中、また夜分、お疲れのところ、本会議に出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから保健福祉行政を初めとして、市政各般にわたり、多大なるご支援・ご協力を賜っておりますことを、改めて感謝申し上げます。

この指定管理者制度につきましては、本市では平成18年度に本格的に導入をいたしまして、各種の公の施設につきまして、事業者の指定を行ってまいりました。本年度から、その事業者指定の最終年度に当たっていることから、新たな事業者の指定が必要となっております。そこで、新たに、財務、法務等の専門家や学識経験者から成る選定評価委員会、いわゆる親会でございますが、これを設置するとともに、施設の特性などを考慮いたしまして、四つの部会で審議し、指定管理の選定過程をより透明性を図ることとしたものでございます。

本日開催の高齢者施設第1部会は、保健福祉局が所管いたします公の施設のうち、各区のいきいきプラザ・いきいきセンター及び幸老人センターの指定管理予定候補者を選定・評価する

ために設置されたものでございます。

本日、新たな部会のスタートといたしまして、部会長・副部会長の選任を初め、募集要項等のご審議をいただくこととしております。

委員の皆様には、豊富なご経験と専門的なお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ですが、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○高石保健福祉総務課総括主幹 続きまして、委員の皆様のご紹介に移らせていただきますが、本日は、高齢者施設第1部会の初めての会議ということでございますので、恐縮ではございますが、お配りしております資料の1に委員の名簿がございます。その順番に従いまして、伊藤委員より自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(各委員 自己紹介)

○高石保健福祉総務課総括主幹 どうもありがとうございました。

続きまして、事務局職員の紹介でございますが、西山高齢障害部長につきましては、先程のあいさつをもって紹介にかえさせていただきます。あと、関係課長が今回参加しておりますけれども、お配りしております資料に、席次表がございます。そちらで紹介にかえさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきますが、部会長が選任されるまでの間、仮議長を、西山高齢障害部長が務めますので、よろしくお願いいたします。

○西山高齢障害部長 それでは、部会長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。自席のままで失礼をさせていただきます。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

ただいまから平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第1回高齢者施設第1部会を開会いたします。

本日は、第1回目ですので、まず初めに、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会における決定事項につきまして、事務局より報告願います。

○鎗田保健福祉総務課長 保健福祉総務課長の鎗田と申します。

それでは、私のほうからご説明させていただきます。失礼ながら、着席して説明させていただきます。

お手元の資料の2-1から2-4までにつきまして、ご説明申し上げます。

この資料につきましては、去る8月11日に、第1回千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、いわゆる親会が開催されておまして、委員会における、会議の公開及び議事録の作成とか、部会の設置等について決定されておりますので、その内容についてご報告をさせていただきます。

まず、資料の2-1をごらんください。

資料の2-1、委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてでございます。

まず、1、会議の公開の取り扱いでございますが、委員会の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、原則公開といたしますが、同じく、千葉市情報公開条例の施行規則の第12条第1項2号、3号に規定する事由に該当する場合には非公開とすることができるとされておりますことから、今回、審議内容等にかんがみまして、公募の場合の募集条件、審査基準及び指定管理予定候補者の選定に関する事項を審議する会議は非公開といたしまして、あと、この

ほか、(2)でございますが、会議の全部または一部を非公開とする必要がある場合には、その非公開の決定は会長が行うということとするものでございます。

次に、2の議事録の確定でございます。

議事録は、事務局が作成した案に対する会長の承認により確定することといたしまして、その承認は会長の署名により行うこととするものです。

ただし、当然のことながら、案の作成に当たりましては事前に各委員の皆様にご確認していただく予定でございます。

次に、3でございます。会議の公開や議事録に係る、これらの規定については、本日の部会もそうですが、部会の会議へ準用するとして、以上が決定されております。

続きまして、資料2-2をごらんいただきたいと思います。

2-2は部会の設置についてでございます。

千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例の第11条におきまして、委員会は必要に応じ部会を置くことができるとされております。保健福祉局として所管する施設が多いこと、また施設の特性も高齢者関係とか、障害者関係、あと医療関係と、さまざまな状況でありますことから、四つの部会を設置することとし、その所掌事務が決定されております。

まず、この表の上で、高齢者施設第1部会ですが、本日開催の部会でございます。所掌事務につきましては、各区いきいきプラザ、いきいきセンター、幸老人センター及び和陽園という特別養護老人ホームの関係がありますが、それに関する事項の審議に関すること。

次に、高齢者施設第2部会でございます。所掌事務は、複合施設である、千葉寺にありますが、ハーモニープラザというものに関する事項の審議に関すること。

また次に、障害者施設部会でございます。所掌事務につきましては、千葉市に療育センターというものとか、あと大宮学園、桜木園及び亥鼻、鎌取福祉作業所というものがあまして、それに関する事項の審議に関すること。

それで最後に、医療施設等部会でございますが、休日救急診療所及び千葉市斎場がございしますが、それに関する事項の審議に関することと決定されております。

なお、あわせて、表の下の2のところですが、部会の議決をもって選定評価委員会の議決とすることも決定されております。

続きまして、資料2-3をごらんいただきたいと思います。

臨時委員の任期についてでございます。臨時委員の任期については、これも委員会が定めることとされておまして、資料のとおり、千葉市保健福祉局の指定管理者選定評価委員会に臨時委員を置く場合における臨時委員の任期は2年とし、委員の任期を超えることができないと定められておまして、具体的には、平成22年8月12日から、常任委員の任期と同じで、平成24年8月10日までとするものでございます。

続きまして、資料の2-4をお願いします。

資料2-4は、この選定評価委員会及び部会委員名簿となっております。この表は、各部会への常任委員の方5名、それと臨時委員の方6名いらっしゃいますが、その所属については、会長が指名することとなっており、各部会における各委員の構成をこの丸をつけた状態でお示しし、了承を得たところでございます。

また、委員の互選によりまして、親会である選定評価委員会の会長には西尾委員、副会長には本日ご出席の門山委員が、それぞれ選任されておりますので、この場をおかりしてご報告申

上げます。

決定事項等に関する報告は以上でございます。

○西山高齢障害部長 それでは、ただいまの事務局の報告に対しまして、何かご質問などがございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしゅうございますか。

(発言なし)

○西山高齢障害部長 それでは、ご発言がなければ、議題(1)部会長及び副部会長の選任についてに入らせていただきます。

部会長及び副部会長は、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第11条第4項の規定により、委員の皆様の互選によることとされておりますが、いかがいたしましょうか。

○委員 資料の2-4を見ますと、門山弁護士さんが親会の副会長をなさっているので、私は、こちらの部会長さんをお願いしたいと思います。

また、魚住先生は、やはり親会のほうに所属していらっしゃいますし、いろいろそういう会議等のご経験も豊富だと思いますので、副部会長さんにご推薦したいと思いますけど、いかがですか。

○西山高齢障害部長 ありがとうございます。そのほかにご意見はございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

(発言なし)

○西山高齢障害部長 ほかにご発言がなければ、ただいま部会長に門山委員さん、副部会長に魚住委員さんというご発言がございました。皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(異議なし)

○西山高齢障害部長 それでは、ありがとうございます。門山委員さんに部会長、魚住委員さんに副部会長をお願いしたいと存じます。

なお、部会長及び副部会長の任期につきましては、特に規定がございませんが、委員の任期と同様とさせていただきたいと思います。

それでは、ここからは部会長さんをお願いをいたしまして、議事進行をしていただくということでお願いいたします。

以上をもちまして、私の任は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高石保健福祉総務課総括主幹 それでは、門山部会長には部会長席のほうに移動していただきたいと思います。魚住委員には、副部会長席のほうにお移りいただきたいと思います。

ご準備のほうが整いましたら、就任のほうのごあいさつをお願いしたいと存じます。

○部会長 ただいま、皆様のご推挙を受けまして部会長という大役をお受けすることになりました門山と申します。

非常に大事なお役でございまして、本当に身の引き締まる思いでございますけれども、皆様のご協力を得まして、職責を全うしてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○委員 ただいま、副部会長を仰せつかりました魚住です。

これから門山副会長の補佐役として、委員会がきちっと動くように、検討を進めてまいりた

いと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

○高石保健福祉総務課総括主幹　それでは、ここからの進行を門山部会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいいたします。

○部会長　それでは、着座にて進めさせていただきます。

それでは、議題（２）の会議の公開等についてに入らせていただきます。

事務局よりご説明をお願いいいたします。

○鎗田保健福祉総務課長　それでは、改めて、また私のほうからご説明をさせていただきます。

お手元の資料３をお願いいしたいと思います。

第１回高齢者施設第１部会における会議の公開等についてでございます。

会議の公開に関する基本的な事項につきましては、先程もご説明させていただいたように、８月１１日の親会である委員会において決定していただいておりますが、本日の部会における会議の公開・非公開、あと、資料の配付・不配付につきまして、取りまとめた案を提示させていただきます、審議をお願いするものでございます。

まず、上の表になります、１の第１回高齢者施設第１部会の会議の公開の取り扱いについてでございますが、表の左のほうから、議題名、あと、公開・非公開の別、備考といたしまして法令上の根拠等を記載させていただいております。

本会議につきましては、原則公開となりますが、議題（４）にあります募集条件、審査配点等に関する事項につきましては、情報公開条例の施行規則、先程申しましたように、１２条の第１項第２号、第３号に規定する事由に該当いたしますことから非公開としたらいかがかというところでは。

次に、下の表の２、同じくこの資料の取り扱いについてでございます。

左から資料名、資料の配付・不配付の別、また備考として、同じく法令上の根拠等を記載してございます。会議資料につきましても、原則配付といたしますが、今、上の１のところで申し上げました非公開の議題にかかわる資料であります、資料の５－１から５－６までにつきましては、情報公開条例の第７条の第１項第５号、６号に規定する不開示情報というものが含まれますことから、不配付の取り扱いとするものでいかがでしょうかというご提案でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いします。

○部会長　ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問等がございましたら、ご発言をお願いいいたします。

ないようでしたら、この会議の公開等については、事務局が提示しました案のとおりとすることにしますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

○部会長　それでは、議題（２）の会議の公開等については、原案どおりといたします。

続きまして、議題（３）対象施設の概要についてに入ります。

事務局のほうよりご説明をお願いいいたします。

○鳩川高齢施設課長　高齢施設課長の鳩川でございます。私のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料の４をお開きください。

ここに各区いきいきプラザ及びいきいきセンターの概要とございます。

まず、設置の目的でございますけれども、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション、こういった場を提供することを目的とした施設で、老人福祉法上に老人福祉センターと位置づけをされております。

また、いきいきセンターですが、高齢者の生きがいつくりと健康増進を図り、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、いきいきプラザを補完する施設と、この利用者の一番の違いなんですけれども、施設の規模となります。このプラザですと、大体、延べ床面積が後ほども出てきますけれども1,300平米から1,900平米となります。また、センターは200から400平米ということで、規模が大分違うということになります。

それから、次の使用の基準の部分でございます。いきいきプラザといきいきセンターを示しておりますが、使用者につきましては、プラザが60歳以上の方、センターは市内在住の60歳以上の方。配付したのを見ていただければと思います。資料の4。

それから、開館時間につきましては、午前9時から午後5時15分までです。休館日、これは年末年始、12月29日から翌年の1月3日までということで、休館日を設けております。

使用料なんですけれども、プラザとセンター、これは市内利用者は無料ですが、市外のご利用者さんにつきましては、1日100円をいただいております。

また、浴室使用料、市内利用者、1回につき100円、市外利用者1回につき200円、これはプラザのほうで浴室使用料をいただきます。ただ、これは来年度からいただくということで行うことにしております。

次に、3の事業内容ですが、プラザ、センターともに、ほぼ同様の事業となります。生活相談、健康相談及び機能回復訓練などを行っております。一番下に老人デイサービスセンターというものがございまして、こちらは中央と花見川、美浜のプラザとなります。

詳細を次ページに示させていただきました。

今回、指定管理者を公募する各プラザとセンターを区別ごとに、その概要を一覧としております。左側に施設名から一番下の21年度利用人数までを示してあります。

詳細な説明は省きますけれども、施設名、所在地、開設年月日、敷地面積、先程言いました延べ床面積、構造につきましては、ここに記載のとおりでございます。

施設形態ですけれども、プラザに関しては、4か所が単独型と、花見川いきいきプラザがこてはし温水プールと、また、美浜いきいきプラザが都市再生機構との複合施設となっております。

また、センターにつきましては、単独型と、学校とか、コミュニティセンターの空きスペースを利用しまして設置しております。

それから、次の諸室でございます。

老人福祉センター等ございますが、ほぼ同じ部屋が設置されております。また、老人デイサービスセンター、これは、先程言いました中央・花見川・美浜のプラザにありますが、それぞれ食堂とか特殊浴室、こういったものを設置しています。

次に、浴室の欄でございますが、花見川、稲毛、若葉、緑区のプラザに設置しております。中央と美浜区及び各センターには浴室の設置はございません。

次に、施設の維持管理業務、これはここに記載のとおりでございます。

最後に21年度利用人数の欄ですが、ここには年間の延べ人数を示しております。プラザの

平成21年度の1日平均を申し上げますと、約231人となっております。

また、センターですと、1日当たり約36人の利用となっております。

以上、簡単ですが、各施設の説明とさせていただきます。

また、この資料の後に各プラザとセンターのパンフレットを添付しておりますが、説明のほうは省略させていただきます。後ほど、これを終わりますと、施設見学がありますので、その中でいろいろとご質問等を承りたいと思います。

施設の概要等につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

○部会長 ありがとうございました。

次に、事務局のほうで、施設の視察のほうを用意しておりますので、これから施設内をごらんいただきたいというふうに考えております。

なお、ご質問等は、視察をしながら担当の職員にお聞きいただくか、あるいは、視察の後にも質問の場を設けますので、よろしくお願いたします。

また、傍聴人の皆様に申し上げますが、当部会は、これから40分程度、施設の視察を行います。視察後、この部屋に戻ってまいりますので、この場でお待ちいただくか、あるいは視察を傍聴される場合には、事務局の指示に従ってご同往ください。

それでは、事務局のほうで、対応をよろしくお願いたします。

(視 察)

○部会長 施設見学のほう、お疲れさまでした。

それでは、施設に関しまして、何か、もう大分質問が出たようですが、さらに加えて何か、ご質問ございましたら、ご発言お願いたします。

よろしいですかね。見学中に大分質問もあったと思うんですけど。

(発言なし)

○部会長 では、特にご発言がなければ、議題(3)対象施設の概要については終了させていただきます。

引き続きまして、議題(4)募集条件、審査配点等に関する事項についてに移りたいと思いますが、本議題に関しましては、先程お諮りしたとおり、情報公開条例施行規則第12条1項2号に規定する事由に該当しますので、これは非公開ということになりますので、傍聴人の方々にはご退席いただきます。

なお、議題(5)今後の審議予定については、再度、傍聴していただきます。それでは、恐れ入りますが、傍聴人の方はご退席のほうをお願いたします。

(傍聴人 退室)

○部会長 それでは、審議に入ります前に、資料の取り扱いについて、事務局よりご説明をお願いいたします。

○鎗田保健福祉総務課長 それでは、私のほうから。この議題の資料の取り扱いでございますが、委員の皆様のお手元にお配りしてございます。資料の5-1から5-6までの資料につきましては、先程申し上げましたように、情報公開条例の第7条に規定する非開示情報を含みますことから、本日の部会終了後、回収という取り扱いにさせていただきます。ご了承いただきたいと思っております。

資料への書き込みはなさって、一向に差し支えございませんので、よろしくお願したいと思っております。

以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。

当該資料につきましては、部会後に事務局が回収ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、引き続き、資料の内容について事務局のほうよりご説明をお願いいたします。

○鳩川高齢施設課長　　高齢施設課より説明をさせていただきます。

お手元の資料の5-1から資料5-8までを説明させていただきます。

非常に資料も多くなります。若干、説明が長くなりますけども、ポイントを絞りながら説明をさせていただきます。

まず最初に、資料5-1、各いきいきプラザ及びいきいきセンター指定管理者募集要項(案)でございます。この案の次のページをお開きください。

そこに募集概要と題してございますが、募集要項を説明する前に今回のプラザとセンターの募集概要をまず説明をさせていただきます。

募集の形態ですが、各区ごとにプラザとセンターをあわせて公募をいたします。

指定期間は23年4月1日から28年3月31日までの5年間です。

公募する施設は、表に示しておりますけれども、平成18年度に既に施設が設置され、指定期間が23年3月末までのものとなります。

いきいきプラザは各区に1カ所ございます。いきいきセンターは、現在、9カ所ございます。この9カ所でございますけれども、この参考のところ、下のほうを見ていただきますと、4施設、平成18年度以後に施設を整備しまして、それぞれ公募により指定管理者を募集して、指定期間を5年間としているところがございます。

区ごとにプラザとセンターをあわせて公募するとしておりますが、この中央区の蘇我、花見川区のさつきが丘、美浜区の真砂及び緑区の土気のセンターについては、指定期間の開始が、20年度以後で既に5年間の指定期間で契約をしております。こういったことから、今回の指定管理の公募からは除いたところです。

今後につきましては、今回の指定期間の満了、これが28年3月31日となりますので、この参考にある4施設、次期の指定管理の29年4月1日には、プラザとあわせ行うというような考えを持っております。

また、この4施設は、ここに示している指定期間となりますけれども、プラザとあわせるためには、28年3月までの指定期間を設ける必要があります。この間については、公募ではなくて、非公募と、現在行っている指定管理者へ管理を行っていただくという考えで、現在のところおります。

なお、現在のプラザ・センターの指定管理者は、すべて千葉市社会福祉事業団となっております。

それでは、具体的に説明に入らせてもらいます。

次ページをお願いいたします。

千葉市中央いきいきプラザ指定管理者募集要項(案)を示しておりますが、美浜いきいきプラザまで6カ所分の指定管理者募集要項(案)をそれぞれ作成しております。この要項は、施設の概要、業務の範囲、リスク分担、そういったものを、大まかな募集の内容を示したものでございます。中央いきいきプラザを例に挙げて、ページを追いながら、簡単に説明をさせてい

たきます。

まず、1ページですが、ここには、目次として12項目を設けてございます。

2ページにいきますと、1として指定管理者募集の趣旨として、ここには指定管理者制度の創設に伴い、公の施設について、民間事業者のノウハウを活用することにより市民サービスの向上につながるというようなことが書いてございます。

また、下段のほうに、2の募集要項等の定義、こういったものが記載されております。

次ページの3ページですが、ここは、読み上げながら説明させていただきます。

3、公募の概要、管理対象施設、千葉市中央いきいきプラザ、2、指定期間は23年4月1日から28年3月31日、業務の内容、指定期間内の本施設の管理業務、詳細については、管理運営の基準によるところです。(4)の選定の手順でございます。公募から選定までの手順については、以下のとおり、千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会（以下選定評価委員会と言う）における審査を経て、第1順位から第3順位までの法人等を選定する。ただし、第1順位の法人等の交渉の過程において協議が成立しない場合は、市は第2順位、第3順位の法人等と順次協議を行うとなっております。

そこに表がありますが、1の募集要項等の発表・配布、これは10月8日を予定しております。

続いて、募集要項等に関する説明会の開催。同じく募集要項等に関する質問の受け付け。募集要項等に関する質問の回答、5の指定申請書の提出の締切ですが、11月8日を予定しております。

続いて、6の第1次審査の結果通知。この第1次審査、これは事務局で行います。その審査内容、事業者が市から指名停止処分を受けているとか、また市税とか法人税、消費税を滞納していないとか、そういった欠格事由を事務局で審査いたします。

7の選定評価委員会によるヒアリング、選定の実施ですが、ここで委員の皆様にご協力をいただくこととなります。今のところ、11月下旬を予定しています。

続いて、選定結果の通知、仮協定の締結、来年の議会第1回定例会に指定議案の提出を行いまして、3月に指定管理者の指定・協定の締結を予定しているところです。

次に、4ページから5ページですが、4の管理対象施設の概要、ここでは施設の設置目的ですとか、運営及び、ここですと、中央いきいきプラザの概要を記載をいたしております。

6ページ、5の指定管理者が行う業務の範囲です。

(1)として、事業実施業務、(2)維持管理業務、(3)経営管理業務を示しております。

また、6として市の施策等との関係について、これは6ページから7ページにかけて記載しているのですが、公の施設の管理運営、これを市に代わって行ってもらうということから、ここに示しております各項目に配慮しながら市との関係を保っていただくということになります。

続いて、8ページから10ページにかけてですが、先程、私のほうで、公募の概要のところ、スケジュールなどを説明したところですが、これを詳細に説明したものです。指定管理者の公募手続を事細かく説明した案文となります。

続いて、11ページをお願いします。8の応募に関する事項、これは、(1)と(2)を読み上げさせていただきます。

(1)応募者の形態。応募者の形態は以下に示す3形態のいずれかです。アとして、単独団

体、一つの企業・団体、株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。イとして、特別目的会社、以下、SPC、主として本施設の管理を目的として、新たに設立する特別目的会社、ウとして共同事業体、複数の企業・団体から構成される法人等となっております。

あと(2)で重複提案の禁止。1法人、1応募とし、複数の応募はできない。ただし、応募に係る単独団体、福祉及び出資団体、共同事業体の構成団体のいずれでもないことを前提に応募者それぞれが発注する業務の委託予定先となることは可能ということで、応募者の形態というのは、ここで、(1)で定められているところで、以下、13ページまでが、ここに(3)応募書類とか、そういったものがございまして、あるいは応募に当たっての留意事項、が記載されております。

続いて14ページです。9として経理に関する事項について読ませていただきます。

本施設については、利用料金制度を導入しない。この利用料金制度、例えば市民会館ですとか、スケート場、こういったところは利用料金制度というものを適用しています。プラザ・センターについては、次のところに該当するのですが、利用者が納付する使用料は市の歳入となると、指定管理者は地方自治法施行令第158条第1項の規定により、使用料徴収事務の委託を受けて、市の指定する方法で市に納入することになる。また、老人デイサービスセンターにおける通所介護事業については、千葉県国民健康保険団体連合会への介護給付金の請求事務及び審査結果の報告事務もあわせて行っていただく。

(1)として指定管理者の収入として見込まれるもの、指定管理委託料、利用料金制度を導入しないことから、適正に管理された本施設の管理運営経費の合計金額を指定管理委託料として、市が指定管理者に支払うものとする。なお、指定管理委託料は、毎年度市として管理者の協議の上、決定するものとする。

参考までに、21年度のいきいきプラザといきいきセンターの指定管理委託料を申し上げますと、その総額が7億2,900万円となっております。1プラザ平均が9,600万円、1センターの平均が1,900万円というような指定管理委託料となっております。

次の(2)管理経費、市が支払う経費に含まれるもの、管理運営経費の算定方法の詳細は協定にて定める。下記のとおり、老人福祉センター及び老人デイサービスセンターごとに見積もっていただくということで、人件費、事務費、管理費などがございます。

(3)指定管理委託料の支払い、会計年度、4月1日から翌年3月31日までごとに委託料を決定し、その委託料を協定書に定める方法により支払う。

(4)口座の管理、指定管理者としての業務に関し、発生する委託料及びその他の収入は、法人等が他の事業等で利用する口座とは別に管理していただきたいということとしております。

続いて、15ページ、10の審査の選定でございます。

先程触れたところですが、審査は、第1次審査と第2次審査がございまして、第1次審査は事務局で行います。

(2)第2次審査として皆様にご協力願うこととなりますけれども、この表に示した指定の基準ごとに審査項目を設けまして、その配点を示しております。この部分につきましては、後ほど詳細に説明をさせていただきます。

要項の最後でございまして、17ページから18ページ、ここには11の関係法規の遵守、12のその他として、業務の継続が困難となった場合の措置などを記載しております。

以上、駆け足で説明して申しわけなかったのですが、中央いきいきプラザの指定管理者募集要項の(案)でございます。

以後、花見川から美浜までの募集要項(案)をそれぞれ作成しておりますが、各プラザ・センターの施設形態や事業内容が多少異なりますが、中央いきいきプラザと要項の内容に違いがございます。ただ、大まかな部分はほとんど同様となっております。

このため、各区別の募集要項の説明は、省略をさせていただきます。

続きまして、資料5-2の各いきいきプラザ及びいきいきセンターの指定管理者管理運営の基準(案)でございます。

これは、業務の詳細を示したものとなります。業務委託契約の場合の仕様書に相当するものです。指定管理者として事業者が申請する際に、管理経費を積算するための基準というものになります。

かなりの資料になりますので、各項目ごとの説明は省略させていただきますが、基本的には、プラザとセンターの市の設置管理条例において定められました管理の基準、これを詳細に規定したものととなります。

めくってもらくと、千葉市中央いきいきプラザ指定管理者管理運営の基準と題しておりますが、その次のページをお願いいたします。

ここに目次がございますが、この目次にて説明にかえさせていただきたいと思っております。

まず、1として管理運営の基準の策定の趣旨。2としまして、使用の基準が5項目ございます。3として事業概要、これが3項目、4として施設の維持管理5項目、5の管理体制では、12項目と、かなり多くの基準を設定しております。最後に、6のその他となっております。

以後、区ごとの基準を、やはりそれぞれ作成しております。

簡単ですが、指定管理者管理運営の基準(案)の説明とさせていただきます。

なお、審査のときに、この基準というのが大事になりますので、改めてそのときに、これをご覧いただくというのがよろしいかと思っております。

続いて、資料5-3となります。

事業者が指定申請を行う際の書類の様式の一覧を示しております。

1の指定申請書関係、かなりの提出書類がございます。

この2の提案書関係、3その他となっておりますが、1点だけ、説明をさせていただきます。

下段に2として、提案書関係とございます。この様式が第1号から第25号まであります。この資料、5-3の15ページをお開きください。資料の15ページでございます。

ここに、提案書様式第1号(1)市民の平等な利用の確保・施設の適正な管理と題して、公の施設・指定管理者制度の理解で、上と下、枠が二つ設けられております。この枠の中に事業者が提案を記入することとなります。この内容を確認していただき、審査を行うこととなります。この提案書に係る様式が40ページまでありまして、様式が25様式というようなことで、ここにいろいろと提案を書いていただいて、これを確認しながら審査をしていくということになります。

続きまして、具体的な審査について説明をさせていただきます。

本日の説明の中で、ウエイトが大きなものとなると思うのですが、資料5-4をお願いいたします。A3判になってございます。各区いきいきプラザ及びいきいきセンターの公募に係る第2次審査の事業者選定基準(案)です。この基準(案)に基づき、審査をお願いするところ

です。

左のほうに、指定の基準として3項目、1の市民の平等な利用の確保、施設の適正な管理、その他市長が定める基準、2として施設の効用の発揮、施設管理能力、3として管理経費の縮減であります。この指定基準ごとに審査項目・評価の視点を設けております。この審査項目につきましては、先程提案書、1号から25ありますというようなことを申し上げたんですが、この提案書の項目と合致しております。提案書を見ていただきながら、ここに配点とかあるのですが、それを見ながら採点していただきます。

配点については、合計点で210点、指定の基準ごとに各70点とし配点しまして、審査項目別では、基本は5点としておりますが、ここに10点という表示がございます。特に重要視すべき審査項目につきましては、10点としたところです。

次に、配点欄に優・良・可・不可という項目がございますが、この提案書の内容を確認して、審査項目ごとに4段階のうちから選び、点数づけを行うということになりますが、この優・良・可・不可の、大まかな目安を簡単に申し上げますと、管理運営の基準と比較した場合に、すぐれた提案内容となっている。また、特に高く評価すべき提案がなされている場合、優。基準と比較した場合、一定の工夫がなされているが、特にすぐれた提案はなされていない場合、これを良。基準と同程度の提案のみがなされている場合には可。基準に満たない提案がなされている、または設定した条件の提案がなされていない場合は不可。標準は可ということで、4段階で配点しようということですので、これにつきましては、いろいろとご意見をいただければと思います。

それから、次の資料5-5でございます。いきいきプラザ・いきいきセンター採点表でございます。今、説明しました、資料5-4の結果を記載していただく様式でございます。

次に資料5-6、各区いきいきプラザ・センターの管理に関する基本協定書（案）でございます。

これは、指定管理者に指定された事業者が行うプラザ・センターの管理業務、これに関して必要な事項を定めたものです。

詳細な説明は省きますけれども、具体的には、管理業務の範囲ですとか、管理運営の基準等を定めて、指定管理者と協定を市が結ぶというものでございます。

それから、資料5-7、5-8については、これは報告事項ということでお聞きいただければと思います。

まず、資料5-7ですけれども、指定管理者評価シート（平成18年度から平成21年度）、1ページめくってもらいますと、指定管理者評価シートがございます。これは千葉市指定管理者制度運営方針というものがございまして、作成が義務づけられているものです。本市及び指定管理者の双方が、日常的・継続的に施設の管理運営状況をチェックして、その評価を公開するというようにしております。

過去5年間の評価シートを添付してございますが、主な内容は、管理運営の状況として事業の内容ですとか、収支の状況、裏面にいきますと提案内容の達成状況として、情報公開の状況、指定管理者による自己評価、あるいは市による評価が記載されております。以下、各センターごとの評価シートがございまして、これが21年度までございます。

それから、資料5-8です。指定管理者運営状況確認表（平成18年度から平成21年度）ですが、これは市が指定管理者を評価したものです。この中で、21としてインデックスでつ

けてありますが、21年度の状況で説明をさせていただきますと、21というところをお開きいただくと、大きな項目としてⅡとして、評価項目というところがございます。市民サービス、職員、施設管理の項目に選択肢にBと表記がしてあるのですが、この選択に際しては、条例とか、管理運営の基準、事業計画書などをもとに行っているのですけれども、よりすぐれたサービスを提供した場合がAと、水準どおりがBと、水準どおりのサービスを提供していない場合はCというような選択になっているのですけれども、すべての施設において水準どおりの評価Bということになっております。

次ページ以降では、Ⅲの処分・情報公開、また、Ⅳのほうでは、主要指標、指定管理事業者の収入と支出及び施設利用者の状況を記載してございます。

また、最終ページになりますけれども、Ⅴの収支比較、Ⅵの総合評価、最後に、今後の方針ということを示してございます。

以上、大変説明が長くなりましたけれども、指定管理者募集要項等に関する説明とさせていただきます。

以上です。

○**部会長** どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。

○**委員** 募集要項は、当然先方にくわけですね。

○**鳩川高齢施設課長** そうですね。

○**委員** 私、幾つか気になるところがあって、聞きたいのですが、まず5-1の3ページですが、選定の手順のところですが、またちょっと後で改めて言いたいのですが、採点しますよね。とにかく1位から3位までつける。だけど、2位とか3位とかつけないという方もあるわけです。だから、逆に、こういう書き方をすると、何かあったときに、守れられなくなるか。とにかく、ひどいところでもお願いしなきゃいけないということにならないかというのが、ちょっと気になっておるのですが。

○**鳩川高齢施設課長** 第2順位につけられたら、もうそこと、第1順位がだめだったら、もう交渉するしかないんじゃないかと、そういうことですか。

○**委員** そうです。だから、皆さんで評価をつけるときに、不可が幾つあったらとか、もう絶対だめだということがあった場合に、それでも2位とか、3位をつけなきゃいけなくなってしまうと、やはり、それは本来の趣旨から外れることにならないかということで、この書いてあるところはわかるのですが、その辺をどうするのかと。この募集要項見たら、とにかく順番をつけているんでしょうという話になってしまうと、説明がつかなくなるかということなんです。

○**鎗田保健福祉総務課長** 16ページのほうに書いてありますが。

○**委員** 第1順位にはならないと書いてあるだけですよね。第2順位になったり第3順位になったらどうするのですか。

○**鳩川高齢施設課長** この要項の16ページのほうに、注意書きで一番下に、なお、総合得点が最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠落がある場合は、第1順位にはならないというような、こういうような表記はしているのですけれども。

○**委員** 万が一ですよ、これが第2順位になっちゃって、第1順位がやめちゃった場合には、選ばざるを得ないということもないわけじゃないですね。そこをどうするか。

○**鳩川高齢施設課長** 要項の開示に当たっては、ほかにも指定管理者の部分、当然行っているわけなのですが、一般的に、やはりこういった形で表現しているというような状況なのですけれども、この部分だけじゃなくて。

○**委員** まあ、ほとんどあり得ないのですが、説明つきますかというのがまず一つ、気になったところです。万が一ということで。

○**鳩川高齢施設課長** はい。

○**部会長** ほかに、ではどういう書き方をしますかということですね。

○**委員** そこなのですよ。

○**委員** 決まっていないと一つの入札なので、決めておかないと、それこそ恣意じゃないかとやられちゃうと、形式要件で欠格は、もう事務局ではねちゃっているわけで、こうかけちゃっている以上、順位で優先順位が落ちたら、次が入るとというのが公正なルールじゃないかと責められたときに、けとばす理由が今度なくなっちゃうというのがあり得るね。だから、順位づけざるを得ないのではないかと、制度システム上、という気もする。

○**委員** なっちゃうでもいいのかということです。万が一ですよ。

○**鳩川高齢施設課長** まず、この評価自体が採点で絶対評価が基本になっているのですね。そのほかに、これは事例なのですけれども、同点になってしまった場合はどうするんだとか、そういうのもあると思うのです。そういった場合は相対評価という部分で、各位員さんから意見を、提案書の内容、AとBであれば、比較してどちらにしましょうというような形で、お話し願って決めていただくのですが、第2順位がもう相当悪いという部分については、今、マニュアルを見ているのですけれども、そこまで厳格にうたっている部分は、今、私が見ている限りだとないのですけれども。

○**委員** ちょっと、今話がとんじやうんですけれども、第1順位しかいなかった場合はどうするのですか。一つしか来なかったら。

○**鳩川高齢施設課長** 過去に、当然、いきいきプラザ・いきいきセンターの公募を行っているわけです。実態としましては、いきいきプラザにつきましては、事業団だけの手挙げです。その後、いきいきセンター、先程言いましたようにオープンしています。やはり、公募をかけているのですけれども、あっても3事業者ぐらい。ないときもあります。ないときも、事業団だけというようなときもありました。

ですから、そうなりますと、そこの1カ所だけの募集事業者ができるかと、その審査は当然しなくてはいけない。適切な法人であるかないか、うちのほうで示した基準に合致したような提案がなされて、適正な管理運営ができるか、それは当然審査の中で見ていく必要はあるかと思えます。

○**委員** もしも、いろいろ問題があったということで、全部はねちゃったら、再公募するかというのはあるのですか。

○**鳩川高齢施設課長** それはですね、多少はマニュアルになっているのですけれども、期間的、スケジュール的なものがありますけれども、再公募を行うという方法もあります。あるいは市が適正な事業者を見きわめた上で、そこをお願いすると、そういう二つのパターンが示されております。

○**委員** それは書いてはいないのですか、ここに。

○**鳩川高齢施設課長** そこにはないですね。今、私が申し上げたのは、先程千葉市指定管理

者制度運用指針というのがあります。その中のマニュアルで、再公募とか、そういったものがうたわれています。

○委員 先に、それがまず気になったところで、二つ目は、これは、6ページなのですが、よくわからないのですが、6ページの6の(2)で第三者への委託事例とありますよね。6ページの6-(2)です。これは、要は孫請とか、そういうのをどんどんやってもいいということなのですか。

○鳩川高齢施設課長 基本的には、ここで言っているのは、清掃とか、そういった部分を指しているのです、本体事業そのものを丸投げするとか、そういったものは想定はしていないのですけれども。

○委員 万が一ですよ、そういうのが出てきたときにどうするんですか。

○鳩川高齢施設課長 当時、協定書とか、そういったものを当然、結びますね。私ども、年に1回、今回も実施させてもらっているのですが、施設に赴いて、施設の状況、モニタリングですね、チェックしながら、確認しています。そういった中で、確認して、やっていこうとしております。

○鎗田保健福祉総務課長 それですし、後で協定書の中に第三者に委託する場合は、事前に市の承認を得てからという規定は当然、設けられるということですので。

○鳩川高齢施設課長 協定を結んだものから、著しく何か変更があった場合には、必ず市は関与するような形はとります。

○委員 それから、14ページなのですが、ちょっとこれは足りないと思うのですが、どういふものなのか。市が指定管理委託料を払うわけですね。委託料というのは協議の上で決定するって、どういうことなのですか。毎年変わっていくのですか。

○鳩川高齢施設課長 実際、今まで5年間の実績があるのですが、これはやはり毎年変わっております。今回、公募をするにあたり、どういったことが起こるかという、今の事業団というのは、自分でやっているからわかりますね。ただ、他の事業者さんは、やっぱり積算しようにも、なかなか積算しにくいところがあると思います。先程、私が管理の基準を見て積算するようなことは申し上げましたけれども、市のほうとしても、先程5-7のほうで、評価シート、これは金額も出ているのですね。これはオープンになっているのですけれども、資料5-7の指定管理者評価シートの中に、人件費とか、事務費、事業費というのがあります。事業者さんが毎年提案してきた額が適当であるかないか、そういった部分を見ながら、決めていくということになります。

例えば、新たなメニューか何か加わったとか、そういった部分は、やはり積算が変わってくると思うのです。

○委員 これ、もうちょっと突っ込んで言うと、請け負う側にとっては、どうすれば粗利が出ると思うのですか、そういう仕組みで。言いかえれば、どこで利益を出そうとするか。どう思われますか。

○八巻高齢施設課長補佐 提案書というもので5年間の収支を出してきます。もし状況に変化がなければ、委託料というのは、そう大きな変化はしません。

○委員 毎年じゃない、ああ、そうか。

○八巻高齢施設課長補佐 年度協定で、金額の協定は結びますけれども、大きな社会状況の変化とか、そういったものがなければ、ほぼ同じような金額での協定を結んでいくようにはな

と思うのですけれども、事業者としては、これで、こういう、人を幾らで雇ってというような細かい計算をした上で提案をしてみたいと思いますので、そこで年間何千万円で提案しますよと。このAの業者は何千万円、Bの業者は何千万円、その辺を比較するような選定の表にはなっていますけれども、そういった中で、若干の点数の差は出てきます。

○委員 点数の差が出てくるんですか。安いといいのですか。

○八巻高齢施設課長補佐 安いと、点数は、一番高いところと、一番低いところを比較して、一番安いところが満点を取れるような式になっていますので。

○委員 ちょっと、それは違和感があるのですけどね。安ければいいという形について。

○八巻高齢施設課長補佐 金額もそうなんですけれども、もっと上のほうに、やはり事業の考え方とか、そういったものを総合的に判断して、ただ単に安くて、安いということだけをねらっても、それがすべてになるわけではない。

○嶋川高齢施設課長 指定管理者導入の理由はというのが、二つありまして、まずはサービスの向上、民間活力を十分生かすこと。それから、管理経費の節減ですね、この二つが最大のポイントになっています。

先程A3判で私が説明しました、審査に伴う選定基準、ここの一番下に、70点の配点で管理経費の縮減額がございますね。ここは自動的に数字が出てしまうんですね。配点が、②番で、管理経費の縮減で、①番、支出・見積りの妥当性、②番、管理運営経費の低廉化、そして配点が50となって、最低提案価格割る提案価格、当然、最低提案価格、Aという業者が最低であれば、同じ額がここに入っています、配点が50と、そういうことになるのですけれども、例えば、先程、ここには私、実際に金額を入れながら採点を試みたのですけれども、20点も30点も大きな差は出ないようにしています。

○委員 私がわからないところの話に戻しますが、請け負う側は多少はもうかるわけですよ。それが適切かどうかというのは、どうやってはかれますか。それは、ある意味、労働者を安く使っているという可能性もありますよね。そういうのはどうチェックできるのでしょうか。

○嶋川高齢施設課長 常勤で当初予定していたけれども、この業務を行うために非常勤を2人雇ってもどうにかできるということであると。常勤の部分で積算したよりも、非常勤2人で雇ったほうが、多少、少なくなったとか、そういう場合は、多少儲かるわけですけれども。サービスの提供は、そういったことをやって落ちたということであれば、市のほうとしても何らかの形で指導等しなければいけないと思いますけれども、サービスの質が維持されているという部分であれば、これは企業努力という部分で多少の儲けも認めざるを得ないということになりますね。

○委員 先程ずっと見させてもらって、元気な人のところはいいのですけれども、例えば、介護とか、ああいうところになってくると、あんまり安く買ったたかれちゃうと、どういうことになるのかなというのが、ちょっと気になっていまして。

○柴田高齢福祉課長 介護保険のほうですと、やはり基準がございますので、サービスの提供というのは、その基準の中でやっていかなくちゃいけないので、その基準を下回られるようなサービスをしてしまうと介護の報酬が出ないとかということもありますので、実際、介護のほうの部分で、サービスがひどくなるということになってしまうと、その施設自体も、今後存続の問題にもなってしまうので、基本はそのところを十分に見てますので。

○委員 そうは心配しなくてもよいのではないかとということですか。

○柴田高齢福祉課長　　ではないかとは思われるのですけれども。うちのほうでも、職員であれば、こういう資格を持った者を配置しなさいとか、職員は、例えば、何時間いなくてはいけませんとか、それぞれ介護はかなりきつく縛られているので。

○委員　　そういう意味では、ここには、何人要るとか、法的には何人配置しなきゃいけないとか、そういうのがついていると、すごくチェックしやすいです。

○八巻高齢施設課長補佐　　この提案書の中には配置、看護師さんが何名とか、事務職が何名とかという、配置の提案も出てきます。実際に評価をしていただく段階ですね。

○委員　　提案というのは最低これだけでも、プラス幾つとか、そういうのがわかるように書きかえてもらえるわけですか。

○八巻高齢施設課長補佐　　時間的に何時から何時までは運営しなければいけないので、1人だけだと、休みもなしで、年末年始しか休みがないものですから、ヒアリング等がありますので、あなたのところは、看護師さん1人でずっと、1年中休みもとらずにやるんですとか、そういうご質問をしていただいたりとか、提案書が出ますと、疑問に思う人員についても、あと経費につきましても、資料の5-3の提案様式の中で、一番最後、38ページを見ていただきますと、提案書の様式の24号、こういったものがありまして、各支出項目ごと、人件費が幾らだとか、年度で、その次のページの40ページには、もつと細かな報償費とか、そういった詳細が出てきますので、この人数をこの人件費で雇えるのかとか、そういったものは、ぜひヒアリング等で聞いていただければと思います。

　　余りに人件費が安くて、全体に経費を落としているような提案がなされているようであれば、そういったところを問いただしていただくようになると思います。

○委員　　資料くださいね。それは。

○八巻高齢施設課長補佐　　この募集をかけまして、各事業者から提案書がそれぞれ出てきますので、それぞれ特色がありますので、できるだけ早い時期に、委員の皆様にはお渡しした中で、中身を見ていただくというような時間をとらせていただくようになると思います。

○嶋川高齢施設課長　　特に金目の関係は、なかなか、見ただけでわからない部分があると思うのです。私どもも、過去の実績を持っておりますので、具体的に審査に入っていたいたときには、なるべく、必要なものは出させていたいただきたいと考えております。

○委員　　あともう一つ、5-2の、これ条例でもいろいろあると思うのですが、5-2のところずっとあるのですが、このあたり、例えば、使用の基準で、使用時間とか、この辺というのは、これは例えば、もうちょっと、人の動きから6時過ぎまでやりたいとか、そういうのはだめなのですか、提案としては。決まっちゃっているのですか。使用基準とか、こういうのは。

○八巻高齢施設課長補佐　　条例では最低の時間を決めておりますけれども、提案者によっては6時までやりたいと、利用料金制じゃないので、収入としては全く変わらない中で、6時までやりたいという提案があれば、それは事業者としてのプラスの部分というふうにとらえられると思いますけれども、それは構わないのです。

○委員　　ただ、この書類を見ていると、わからないのですよ。どこまで自由にやっていいのかというのが。だから、書き方として、事業者はどこまで提案していいのかと。これ、書き方として。使用時間等と書いてあるのですけれども、何を自由にやっていいものか。

○嶋川高齢施設課長　　事業者さんが何社か手挙げしてきた場合、事前説明会をさせていただくので、その中で補足する点、あるいは事業者さんが疑問に思う点等につきましては、その場

で回答できるものは回答しますし、ご質問をペーパーでいただくと、ネット上で答えるということになっているのですね、ですから、そういった中で、補足説明はしていきたいと考えております。

○委員　まだあるんですけど、5－3ぐらいまでは、これぐらいで。

○部会長　ほかにあれば。

○委員　あとはもう、5－4のところは、どうするのかなど、例えば不可が、やってみないとわからないのですけれども、委員の間で3人重なったら絶対だめとか、そういうことってやっぱり事前に考えておいたほうがいいですよ。

○部会長　あっちこっち飛ばさないで、一つずつやっていきましょう。

では、まず最初に、要項について、皆さん、何かご意見は。

最初は、順位づけの話ですね。

○委員　済みません。これだけのトータルコストはこれだけだから、これだけの委託費用としては市がお払いしますというような図式になっていると思うのですけれども、これはただ、事業者さんの方では、住民サービス、質の向上が認められた場合には何かプラスアルファを払うとかいう話はないのですか。もうこれで決まりという感じで、あとは事業者さんが努力して、サービス向上に努めても、それは、なんと申しますかね。

○鳩川高齢施設課長　プラスの委託料みたいな、そういう話ですか。

○委員　そうですね。

○鳩川高齢施設課長　基準があって、それ以上の努力した場合の委託料のプラスとかいった、そういった話ですかね。

○委員　そうですね。非常に運営で評判がいいとか、そういうような状況に至ったときには、例えば翌年度のところで、何かそれを勘案するとか、そういうことはないのですかね。

○鳩川高齢施設課長　そういったものを勘案して委託料を決めるとか、そういったことですね。そこまでは、ない。

○委員　きのう、ハーモニープラザの委員会で似たようなことをちょっとお伺いしたのですけれどもね、この提案書を見ると、余り自主事業は書けないようなことになっているのですけれども、ハーモニーなんか、あんまり自主事業をされても、評価はするけれども、金銭的には余りプラスはないようなので、それは大変厳しいのかなと思いますけれども、ただ今もお話があったように、評判がよくなって、市のほうと協議する中で、次年度以降は反映することもあるかもしれないというような返事をちょっといただいていますけれどもね。最初から、そこをすぐ云々という話ではないというような感じでしたけれども。

○鳩川高齢施設課長　指定期間の5年間の年度途中で、どうしても必要な事業とか、どうしても経費がかかってしまうと、そういった部分は、やはり市と協議はするということはあり得ると思うのですけれども。

○委員　みんな区ごとに分けていますけどね、そういう意味では、区ごとにサービスのよりよいものというのがあるのですよね。だから、先生方がおっしゃるのも、よくわかります。そういう意味では。

○鳩川高齢施設課長　今現在は事業団さん1本ということでやっているのですけれども、今後、将来的に中央区がA事業者、花見川区がB事業者ということになると、競争という部分がやっぱり出てくると思うのです。市のほうも、今までは一つ、事業団という目でしか見ていな

かったのですけれども、A事業者とB事業者の比較ということができるので、サービスの向上という部分では、ある程度、指定管理者制度が今後も続く限り、サービス向上はどんどん向上していくと考えているのですけれどもね。

○委員 ちょっとよろしいですか。

21ページのところに、応募に関する事項で、資料5-1、複数提案の禁止、1法人、1応募という、これもうちょっと具体的に。

○八巻高齢施設課長補佐 J Vといますか、共同事業体なんかの場合になるのですけれども、Aという事業者がBという事業者と組んで応募して、Aという事業者がCと組んで応募するというのはだめですよ。ただし、そのAとBが事業者で組んで応募した中の一つの委託業者となる分には構いませんよということです。少なくとも、単独で同じ公募をかけているものに二つ出すということはあり得ませんので。

○委員 ジョイントの組み方といったこと。

○八巻高齢施設課長補佐 はい、組み方が二つの事業者と組んでするというのはだめということです。

○委員 わかりました。

ただし、ほかの施設に、全部、例えば10カ所ぐらい公募しますが、全部に出すということは、これは可能なんですね。

○八巻高齢施設課長補佐 区ごとですので、最大6区分は可能です。

○委員 そのときのヒアリングというのは1カ所だけ聞いた後は、類推したような形でよろしいのですかね。

○八巻高齢施設課長補佐 ヒアリングは、区ごとに別々の事業者を呼んでやるようになっております。

○鳩川高齢施設課長 提案内容が違っていることもありますので、やはり別々にやらないといけないかなと思っております。

○委員 当然、事業団さんは複数出されますよね。

○部会長 ほかに何か。事務局等に質問、ございますでしょうか。

○委員 済みません、ちょっと発言させていただきます。

先程の、どうしようもない提案でも2位か3位だと繰り上がってしまうのかどうかというあたりで、これはそれぞれの部会ごとの決めでもありますので、独自の決めということも当然可能になると思いますけれども、例えば、点数でやる方法、例えば210点満点ですので、一番最後の、ちょっと5-4をごらんいただきますと、一番下の管理運営経費の低減化というところ、例えば、これ最低提案価格が1億円で、その事業者さんが2億円だとすると、これ25点という形になって、ここで25点差がつくのですけれども、恐らく、お話の趣旨は、単に金目の問題でなく、欠点があるという場合には、例えば、これ50点の、管理運営経費の低減化の部分以外のもので、例えば、不可が例えば一つでもあると、良とか優をとらない限りは、いわゆる半分の点数が取れないという仕掛けなのですが、良も優もなく、あとすべて、あるのは可と不可だけというような事業者の場合、一定点数以上、必ずいかない仕掛けになっていますから。そういうものは、例えば2番手、3番手であっても、例えば、公募としないことにするか、あるいは単純に点数だけではいけないので、これはもう委員の皆さんから、例えば不可が、例えばすべての委員さんが不可にした場合というのは、これ単純にある基準を満たさないことを

一つでも出してくると、必ずアウトになってしまいますから。そうではなくて、例えば、不可の個数が何個以上になっている場合、例えば不可の個数を、3個以上つけた委員さんが過半数を占めているとか。同じ項目ですべての委員さんが仮に不可であっても、一つの項目を間違えると、もう必ずアウトになってしまう仕掛けになりますので、ちょっとそれはまずいかなと思いますけれども。

今言った、点数でいくのか、あるいは不可の数が何個以上になったら、それはもう2番手、3番手にしないようにしようとか、そういうことを決めておくというのは可能だろうと思います。ただ、今、どの形がよろしいのか、今ここで決めるのはなかなか難しいということであれば、例えば事務局で案をつくって、例えば2回目、実際に動く前に、ご提案をいただいて、ご意見を伺うとかというようにすることも可能だと思いますけれども。

○部会長 これちょっとよくわからないんですけれども、我々が見て、基準に、仮定の議論だけど、満たないような、だれが見てもというような場合は、再度募集をかける余裕というのはあるのですか。実際問題として、あるのですか。

○西山高齢障害部長 それはないです。

○部会長 ないですよ。そうすると、募集をかけて、基準を公開する以上、明確な基準にのっとってやるしかないのではないかなという気もしなくもないのですけれど。

不明確な基準を出せば、説明責任はこの部会がすべてを負うということにはなりませんよ。それを説明できるかという。私はむしろ明確な基準があって、これは例えば不動産競売の世界でもそうですよね。最低価格決めて、結果基準がなければ、上から順番というのは、あれはお金の問題だから簡単ですけど。こういう場合というのは、ほかのいろいろな要素があるし、それぞれ重きを置いている点が人によって違う、だからこそ、この評価基準、ここで非公開で審議しなければいけないのだと思いますけれど、私はここで、もう配点を決めたら、この配点にのっとって淡々とやるべきではないかという考えを個人的には持っていますけれども、むしろ、その中で、例えば、先生のこの評価が高過ぎるというなら、基準を下げるなり、あるいは、むしろもっと高いのなら上げるという議論のほうがよいかないという気もしなくはないのですけれど。

○八巻高齢施設課長補佐 指定されたら、その事業者任せに放しというわけではありませんで、当然、選定された事業者とは、協定書等を結んでいく中で、協定書でやるべきこととか、そういった事業計画とかを改めて出してもらったりとか、いろいろと事業者とのやりとりが出てきますので、そういった中で市として足りない部分とか、そういったところは、逐次指導等も、始まってからもサービスの低下とか、そういったことが起こらないようにモニタリング、そういったものを行っていく予定ではあります。

○部会長 ここで、でも議論しなければいけないのは、我々がやるのは選定ですよ。選定後の管理は、それは市のほうでやっていただくということなので、選定の基準が正しいかというところは、ここで議論すべき内容だと思うのですけれどもね。

まず、この採点基準表についてはどうですかね。

○委員 そうですね、この基準で伺いたいのは、老人福祉センターとデイサービスセンターに応じて独自に設定されたものなのか、それともおおむね、どの施設も同じような基準で設定されたものなのか、お伺いしたいのです。

○鳩川高齢施設課長 これは指定管理者をまとめている所管というのがあるのですけれども、ある程度のひな形を示しているのです。そのひな形の中から、各公の施設に必要な項目を抜き

出しながら設定しております。ですから、全くの独自でこれを設定しているということではなくて、ある程度の基準の中で、各公の施設、必要な項目を抜き出しながらつくっております。

○委員 配点についても同じような考え方でなされているのですか。

○鳩川高齢施設課長 この配点の仕方の考え方とか、そういったものが示されておまして、多少独自の部分は、公の施設の性格だとか、そういったものがありますので、先程言ったように重点を置くべきところは、少し配点を多くした。そういったところは、各所管で判断はしております。

基本的な考え方は同じです。

○委員 やはり、対人援助サービスになりますので、やはり人の部分というのは、とても、ほかには譲れないところだと思いますし、どうしても、施設設備で、ハードの部分を見るだけでわからないところというのがたくさんありますので、そこで配点がこれでいいのかというところ、もし、例えば、ほかと比べて同じ程度であれば、非常に良いデイサービスセンターもありますので、そこをふやしていただければというふうには思うのですけれども、他の施設との比較ができませんので、そこが気になるところです。

あと、もう一つは、独自の評価基準になっているかどうかというところで、いわゆる老人福祉センターや老人デイサービス固有の、高齢者の方のニーズをきちっと把握して、そしてサービスの向上にいかにつめる計画があるかというところ、この提案書の中では、どこで読み取ればいいのかということ、まず伺いたいのです。端的にそれを書く場所というのが、私にはわかりにくいように思えますので。

○委員 私も伺いたいところではあるのですけれども、非常に、これですか、1-2になるのですかね。どうなのですかね、1-1とか、2に当たるのですか。

○鳩川高齢施設課長 ここに、1-2、本施設の管理運営の基本的な考え方、これは、少し私どももウエイトが大きいと思っていますので、その辺は確認しているのですが、今、委員が言われましたように、福祉に携わるという部分、やはり私どもは大きいと考えているのですね。ということは、それなりの人を配置していただくということが必要だと思います。

ですから、指定の基準の、2のほうに、(3)番とか、(4)番、職員の管理運営能力の向上と管理運営業務の実施体制というところがございます。その中で、当然、こういう事業、デイサービスをやるのであれば、当然、必要人員というものが一般的に考えられる有資格者の配置とか、そういったものを提案していきます。ですから、その提案を見て、A、B両方上がってきたら、方や有資格者を2人用意している、方や1人しか用意していないといった場合は、やっぱりそこには差がつくと。

あと、人材の育成とか、そういった部分で十分な研修体制を組んでいるとか、サービス向上のために常に職員研修をやっている、そういう体制が書かれているとか、そういったところをポイントとして審査をしていただくとよろしいかと思っていますのですけれども。

必ず有資格者、例えば看護師何人とか、事務職何人とか、そういうものは記載してきますので、それで確認はできると思います。

○委員 経験年数なんかもわかるのでしょうか。その人件費なんかでも、やはりそのところでかかわってくると思いますので。

○鳩川高齢施設課長 ええ、そうですね。

○八巻高齢施設課長補佐 技術者の業務経歴とか、そういったものも含まれていますので、

5-3でいうと12ページ、13ページあたりを見ていただくと、業務経歴書だとか、技術者の経歴書とか、こういったものも提出していただくようになりますので。どういう人がどういう経歴で何年というようなことは。

○委員 これはすべてのスタッフ、そこで従事することになる職員の数のすべての経歴書が書かれることになるのでしょうか。技術者とか専門職。

○嶋川高齢施設課長 これは職員ではなく事業者ですね。

○委員 そうですね。

○委員 一人ひとりのものを書くというのはないのじゃないですかね。

○委員 そこは経歴等を載せるのは、今、福祉の方の人材は結構不足していますから、異動したりしている、A業者からB業者へ異動しているケースなんかの場合は、非常に書き方が難しいんじゃないですかね。いるかないかの判断にどうしてもなるのかも。

○委員 ああ、そうですか。

○嶋川高齢施設課長 職員の状況が見られる様式としては、28ページに、経歴までは求めているのですが、職員の効用の発揮、施設管理能力という中で、組織体制とか、職種とか、雇用形態、勤務日数、あるいは下の方に配置場所ですとか、配置する職名とか、そういったものは求めてはいるのですけれどね。

○委員 私ども、実際に今、福祉施設をやっている、結婚退職されて、社会福祉士とか精神福祉士とか、急にやめてしまうとか、ありますと、募集をかけてもなかなかすぐに集まらないというような状況にあります。ともかく資格を持っていればいいですよと、最終的にはそこにいっちゃうケースがあるのですよね。そうでないと、その施設を運営していく上で基準を満たさないということもあるので、できるだけ経験豊富で技術的にも優秀な方、心も熱い方を求めているのですけれども、現実にはなかなか不可能というのがありますので、これだけ一気に募集をかけた場合に、どこまでそろるか、そこはちょっと酷かなと、私は現場のほうにいたから、逆に私が応募した場合に、非常に厳しい。

○委員 逆に経験豊富な方をたくさん採用されているところを、高く評価できるような、何か資格ですとか、そういうのがあればいいというふうに思うのです。

○委員 かって、広告費、人件費とかが高くなって、逆な作用になっちゃうのですかね。

○委員 現場では若い方、新卒の方とか何かが、欲しいというところもありまして、つい経営上のことを考えてしまうこともあります。気持ちの上では腑におちないこともありますよね。

○西山高齢障害部長 済みません。実際にはこれ、指定管理に応募している段階ですので、余った人員を抱えていないのが一般的ですので、あくまでも資格を持っている人を雇用して、この業務に当たりますという、予定で出てきていますので、経験者何年の者を何人そろえると言ったこと自体が、もう恐らく絵に描いた餅っぼいのかなと。ですから、既存の、今ある力を比べるというのであれば、今、委員がおっしゃったようなことって、あると思いますけれども、新しくこの業務を委託するに当たって、その有資格者を規定人数そろえますという形で、応募いただくという中では、実際には、その段階で経験年数何年の方が来るんですかというのをお尋ねいただくのは、現実には難しいのではないかという気がいたします。

○部会長 ありがとうございます。どうですかね。まあ、大きくは、きょうは基準の問題と、あと先程の順位づけの問題とですけど、あと募集の様式もう少し自由度のあるようにというようにご意見が出ているのですけれども、皆さんどうですかね。

○委員 八田先生なんかは、この配点についてはご意見がすごくありそうに感じたのですが、具体的に何かおっしゃっていただけますか。

○委員 ほかの施設と比べて、対人援助というところで、重点的に配点していただけるということであれば、(2)の③、④、職員の管理運営能力の向上策、人材育成の方法は適切かというところですか。あるいは、その下の職員配置の部分ですね。

○部会長 ③と④と⑤ですか。

○委員 そうですね、⑤もです。

あと、もう一つ言うと、やはり先程、新たに採用される、採用予定ということになると、新規参入の事業者の場合とはいうことで、やはり1番の9ですけれども、継続雇用というところで、事業者が入れかわったときにも、問題がどうしても、余剰人員を抱えるリスクというものが事業者に出てきますので、そこをどういうふうに考えていらっしゃるかという、配点がとても大切な点になってくると思います。

もう一つ言うと、どこかにこの基準を設定するに当たって、障害者雇用ですとか、市内雇用とですとか、そういうことは書かれているのですけれども、男女共同参画に関しての、どこか記述があったのですが、それはここの提案書の本文自体には反映されていませんでしたので、やはりそこも配点とともに、男女共同参画についての考え方についても問われるような項目を入れていただければと思います。

○委員 これって(1)(2)(3)は70点ずつじゃないとだめなのですか。

○鳩川高齢施設課長 いえ、これは220点でも250点でも構わないです。

先程職員の部分で(2)の施設の効用の発揮、3番、4番、5番、こういう部分は配点も高くいいのではないかというご意見をいただいたのですが、私どももこれ、最初、④番とか⑤番も、10点ぐらいにしようかなとしたのです。ただ、③番で全部集約して飲み込もうというような形で、こちらに寄せてしまったというのはあるのです。結局、すべて職員に係る部分だから、そこについては、1項目だけ、ここに重点を置けばいいのではないかなと、いうことで、ここは私どもも悩んだところでした。

○委員 何というんでしょうか、研修体制ですとか、人材育成ということと、職員の配置というところとかは、少し内容的にも異なってきますので、少ない人数だけれども、いろいろ人材育成についての研修を頑張ってやっているということは、とてもいいことではあるのですが、しかし、基本的には人手がきちっと配置されているかどうかというところでは、どちらに寄せるかという話になるかもしれませんが。

○鳩川高齢施設課長 職員の適正配置については、その基準の中で、ある一定限の基準を示してしまいますので、当然、それは満たしている。提案は必ず満たしてくると推測されるので、ですから、配置が適正かという部分で加点してしまうというか、10点にするのも、どうかなとは思ったのですけれどもね。

あと、男女共同参画の部分なのですけれども、即答はできないのですが、これをやはりこの基準の中に、どこか入れたほうがよろしいのではないかということですよ。審査の基準の中に。

○委員 はい。ここですね、ここには(6)に記述があるんですけれども、提案書に。

○部会長 これどこかに入れてもいいのではないかとはいえますけれどもね。基準の中に。まあ、ご配慮は当然してくるのでしょうけれども。これ1-9に加えるわけにいかないのですか。

○鳩川高齢施設課長 提案書の中で飲み込める部分があればと思って。

○部会長 あるのですか。

○鳩川高齢施設課長 あればと思って、今、見ているのですけれども。

⑨の中に、1項目。

○部会長 まあ、入るとしたら、⑨でしょうな。

○鳩川高齢施設課長 ⑨の中に1項目これを加えるというような形で。

○部会長 加えるには構わないのですか。

○鳩川高齢施設課長 審査項目そのものの変更とか、そういったものではないので。その中に視点として、そういったものが盛り込まれているか、いないかを見るということはどうでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 ぜひ、そのように、じゃあしていただくということで。

○委員 点数は5でもいいのですか。

○委員 10ぐらいに。これだけ項目が多いですからね。

○委員 (2)の4と5はどうするのですか。

○部会長 (2)の4なんだね。僕も配点が高くていいようだなという気は、実は見たときにしたのですけれども。

ただ、ほかで見ているというだけで、そのままののかなって気もしないことはないけれど、どうなのですかね。

あと、言うだけというところもあるのかもしれないですけどね、実際、計画ですからね。逆に計画が出てない、そこはやらないという、おかしいのはやっぱり見つけたいなという気もするのですが。

○委員 配点というようなことで、ある意味、姿勢を示すものもありますので。

○部会長 事務局の方で2の4の配点と1の9の配点について、ちょっと、ご検討いただくというのはどうですかね。(「4と5」と呼ぶ者あり)

○部会長 4と5。2の4と5だそうです。それと1-9ですか。

○鳩川高齢施設課長 はい。

○部会長 まあ、ちょっとバランスもあるかもしれませんが、ちっとそれ、検討していただくということで。

○鳩川高齢施設課長 わかりました。

○委員 今、むしろ、⑨だけ5点上げると、こっちが75点になるのですけど、(1)でも、少し。

○鳩川高齢施設課長 私も今ちょうどその辺を思っていてまして、何十点とはしたいかなと、合計トータルが。

○委員 そうですね。だから、もう一つ。

○委員 先程、もう少し端的にサービスの提供の考え方、あるいはサービスの向上についての考え方を述べる提案書をどこかに呑みこんでいただいて、その点数を少し高くしていただきたい。他市のものをいろいろ見比べつつあるのですけれども、もう少し踏み込んで、例えば高齢者の仲間づくりにどれくらい、どのように行うかと思っているのかとか、介護予防やいきがい、健康づくりについて、具体的にどういう計画があるかですとか、そこまで踏み込んだ基

準を設けているところもありますので。

○部会長 だから、それだと1の2ですよ。

○委員 そうですね。

○部会長 だから、それだと1の2が10にはなっているけど、じゃあ、そこを15にしてくださいとか。

○鳩川高齢施設課長 まあ、そういうのもありだと思うのですね。

○部会長 それか、あるいはどこかを下げるか。

○鳩川高齢施設課長 何も5と10だけではなくて、5、10、15があっても、それはおかしくないと思います。非常に重要な事項なので、特別に15点とか20点をつけたとしても、それは理由がつけばいいとは思っています。

○部会長 何か、新しい視点を入れたとか、そういうものについては評価してもいいような気はしますけど、非常に。

それが1の2ならば、1の2の点数を上げるとかも、その辺も、今ここで議論していてもあれなので、基本的には事務局に、この意見を踏まえて事務局のほうにお任せするという形がいいですか。それとも、ここで、今決めちゃいますか。ここは何点ですと。

○委員 そうですね、それだと10点。

○部会長 そうですね。基本的にはそういう視点の部分に高い配点を与えてほしいということと、あと人員配置の部分に高い配点を与えてほしいというのがどうも皆さんの意見でございます。

○鳩川高齢施設課長 1-②番。これを15点程度でいかがかということと、9番が10点と。それと(2)のほうで、ウェイトをやはり④番と⑤番が大きいんじゃないかということでもよろしいですよ。

○部会長 そうですね。特にこの施設の特性から考えてということ。

○委員 そうなるとやっぱり5-3の14ページの書き方を、ちょっとやっぱり15点分用に変えてほしい。

○部会長 大体そんなところですかね。順位づけのほうはどうですか、これ出すということで、いいですか。とりあえず出さざるを得ないかなと思うのですよね。

○鳩川高齢施設課長 ありがとうございます。

○部会長 これは、順位づけは、とりあえず粛々とこの採点表の中で書くと、選ぶ段階としてしょうがないでしょう。あとは市のほうで、ちゃんとモニタリングをやるなり、しっかり、契約の段階でしっかりやっていただくということ。

○委員 私、一つのリスク管理のところ、賠償だけになっているのですけれども、これはどこか。

○部会長 そうですね。

○委員 職員の研修的なこととか、書いてあるのですけれどもね。

○部会長 そうですね。第三者賠償しか書いていないですよ。

○委員 いわゆるヒヤリハットのところまでは求められていない。

○委員 (2)の3番、人材育成と職員研修が。

○部会長 イメージとしてつながるかですよ。

○委員 リスク管理としての項目としては、ヒヤリハットの対応の仕方とかそういうのを入

れといってくれば。

○部会長　むしろそっちの方が大事です。これ賠償は保険に入るのは当たり前の話なので。

○鳩川高齢施設課長　リスク管理ですね。

○部会長　ええ、ヒヤリハット対応ぐらいは入れてれいいかもしれないですね、評価の中に。

○鳩川高齢施設課長　はい。

○部会長　そうですね。はい。それも、そういう意見もあったということで、ここはお任せしますので、その部分の訂正したやつを出していただくということで、よろしいでしょうか。

ほかに、大分時間が押しているようですが、ほかには何か、大丈夫でしょうか。

○委員　これはあれですよ、様式は全部公表、ホームページかなんかに載るんですか。

○鳩川高齢施設課長　全部載ります。パソコンで皆さんつくってきますので。仮にですね、4事業者さんとか、5事業者さんとか来た場合、あまり想定はしていないのですけれども、5事業者の提案を全部受け付けるとかという場合、もし仮にですね、そうなった場合に大変ですので、私どものほうも、見やすいような形で、比較ができるような形とか、工夫してみます。

○部会長　ぜひ、よろしくお願いいたします。

○委員　ちょっと、外れるのですけれど、これはあれですか、前の21年度は事業団さんの決算で赤字だったんですか。これは資料5-8の。

○鳩川高齢施設課長　センターの部分ですかね。

○委員　21年度、収入5億7,000万円で、支出6億1,700万円で4,000万円の赤字と、これはきつい。

○鳩川高齢施設課長　今、お聞きいただいている21年度の大きな項目の4番で主要指標というところなのですが、主要指標のところ、指定管理委託料の欄です。千葉市職員の給与に関する条例、市の職員の給与の調整額に関する規則等の改正に伴い、指定管理者が給与改定を行ったとか、そういった部分があるのですけれども、そういったものが影響しているかなと考えているのですが、例えば、今、いきいきプラザといきいきセンターというのは事業団一本でやっています。事業団さんの給与も、職員、いろいろあるのですが、あるいきいきセンターでは、やはり赤字というのがあるんですね。要するに、給与額の高い職員を配置した、そういった場合には、そこ単体では赤字になるのです。ところが、全体の中で考えれば、黒字と、これは事業団が一括してやっているから、そういうことが言えるのであって、今後、区ごとにやっぱりやっていると、今回の公募に当たって全部事業団がとるということになれば、こういう事態もまた同じく発生するかもしれないのですが、一般的にはマイナスというのはあり得ないということになります。

○委員　21年度のところですよ。

○鳩川高齢施設課長　21年度。

○鎗田保健福祉総務課長　これについては、18、19で、要するに指定管理委託料のほう、受け入れはしたのだけれども、ちょっと事業団として、余剰金が結構発生してしまったわけです。それを結局、戻し入れるという操作を21年度でしている関係で、収入自体が減ってしまったのです。18、19、20に比べて。それで、単年度収支がマイナスを打ってしまったという状況です。その辺のぐあいでの数値なのです。歳出自体は少し減っております。

○委員　今のは、今後の区ごとにやるわけですね。そうすると、区ごとの収支だけで、今度は見えていかなきゃいけなくなりますね。

○鳩川高齢施設課長　　そうなります。

○委員　　そうすると、先程、要するに、どっかでもうかっているところの事業、その黒字をほかの赤字を埋めるというような発想が基本的にはなくなっていくということになりますし、今おっしゃったように18、19年度に利益が上がったのも、21年度に上納するというような話も基本的にはなくなるという話ですか。

○鎗田保健福祉総務課長　　そうですね。去年、ちょっと特殊な扱いだったのですね。

○委員　　そういう形で整理すると、多分、区ごとの公募という形の体制が崩れてくるのかなと考えるのですが。

○部会長　　よろしいですかね。他には。
よろしいですか。

(発言なし)

○部会長　　では、特にご発言がなければ、これで終わりにしますけれども、事務局におかれましては、今回の募集要件とか、配点等について、いろいろな意見、貴重な意見やご指示をいただきましたので、この点につきましては、募集要項等に十分反映させていただきたいというふうに、よろしく願いいたします。

それでは、最後になりますけれども、議題(5)今後の審議予定についてでございますが、これはまた、公開になりますので、事務局のほう、傍聴人を入れてください。

(傍聴人 入室)

○部会長　　それでは、事務局よりご説明お願いいたします。

○鳩川高齢施設課長　　資料6になります。

多少重複する部分があります。今までも説明したのですが、今後の審議予定です。

上から、二つ目、きょう、第1回高齢者施設第1部会、これが30日(木)ですと。以後、募集開始、10月8日、募集要項等の配付をして、見学会、質問の受け付け・回答、指定申請書の提出が11月2日から8日までございます。

第1次審査の結果通知、事務局が審査して、通知をさせていただきます。

それと、これが第2次審査ですね、第2回高齢者施設第1部会が11月下旬ということ。提案書の説明、ヒアリング、採点、第1候補者の選定、非公募分の意見聴取ということ。

続いて、来年1月には、仮協定の締結と、2月が指定議案の提出、3月、基本協定の締結というような今後の流れになっております。

説明は以上です。

○部会長　　これ、11月下旬のやつは、これはきょうここで決めなくていいのですか。また追ってでよろしいのでしょうか。

(第3回開催日 日程調整)

○部会長　　それでは、議題(5)今後の審議予定については、終了させていただきます。

皆様のご協力をおもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

以上をおもちまして、平成22年度千葉市保健福祉局指定管理者選定評価委員会、第1回高齢者施設第1部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。どうもありがとうございました。

○高石保健福祉総務課総括主幹　　本日は、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

○西山高齢障害部長　　済みません、1点だけ、先程、選定基準の配点の変更ですとか、提案

書類で連動していますけれども、先程のいただきましたご意見をもとに、事務局で案をつくりまして、門山部会長さんに確認をいただくという手順でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○西山高齢障害部長 はい、ではそういう形でさせていただきます。

○高石保健福祉総務課総括主幹 では、第3回の日程のほうは、今決めていただきましたが、この部会では、もう一施設、幸老人センターというところの審議をお願いしております、こちらが第2回で10月12日(火)ということで、お願いさせていただいておりますので、そちらのほうもあわせてよろしく願いいたします。

あと、本日、ご審議いただいた議事録につきましては、また皆様にご確認をいただく作業をいたします。事務局で案をつくりまして、ご確認をいただくようになりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の全日程は終了でございます。本当にありがとうございました。

